

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の適用除外に係る認定申請手数料の新設を行うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成12年伊丹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（不徴収）」に改め、同条第1号オ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第8号中「免除することが必要」を「徴収する必要がない」に改める。

別表第2第50号の4の次に次の1号を加える。

(50)の5 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円

別表第2第51号の6ウ(7)b中「建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるもの（以下この号において「特別な計算方法」という。）により算出する」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この号及び第51号の11において「誘導モデル建物基準」という。）による」に改め、同号ウ(4)から(7)までの規定中「特別な計算方法により算出する」を「誘導モデル建物基準による」に改め、同表第51号の11ア(7)a(a)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号イ(4)a(b)中「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この号において「誘導モデル建物基準」という。）」を「誘導モデル建物基準」に改め、同号イ(4)b(b)中「されてない」を「されていない」に改め、同表第51号の13中「（以下この号において「基準適合認定申請」という。）」を削り、同号ア(7)a(a)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号」に改め、同号イ(4)a(b)中「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。